
注記：本論考は日本国際問題研究所の見解を代表するものではありません。

日中記者交換協定の成立過程：1956-64年

井上正也

(慶應義塾大学法学部教授)

本報告は日中記者交換協定の成立過程について明らかにしたものである。1964年4月19日、日中両国の民間代表によって「連絡事務所の設置および新聞記者交換に関する高崎達之助、廖承志両事務所の会談メモ」が交わされた。これによって日本と中国の双方から新聞記者が相手国の首都に駐在して取材を行うことが可能になった。1964年9月に日本側9名、中国側5名の記者がそれぞれ北京と東京に派遣された。

この新聞記者協定交渉の起源は1950年代にまでさかのぼる。1956年9月、日中両国間で人の往来が活発になるなかで、中国新華社通信の記者二名の日本常駐を外務省に要請してきた。しかし、日本政府は、共産圏諸国からの人の往来を制限していたために中国側の要請に応じなかった。

これに対して、中国側は北京に駐在していた日本人記者の滞在延長を拒否し、取材に制限を加えた。そのため、日本国内でも新聞記者の互助団体を中心に記者交換協定の締結を求める声が高まり、1957年12月には日本新聞協会の幹部と中国側との間で「紳士協定」が結ばれた。これによって中国政府が日本人記者の中国での取材を認めることを引き換えに、日本の新聞記者協会が中国人記者の日本で取材を行えるよう協力することが約束されたのである。

ところが、この「紳士協定」が履行されることとなかった。まもなく長崎国旗事件が起り、中国側が全て民間交流を停止したためである。新聞協会と中国側とのコンタクトも断絶し、記者交換の協議も中断された。

1960年代に入ると記者交換を目指す動きは再び活発になりはじめた。1961年には周恩来首相が、訪中貿易使節団の関係者に記者交換協定締結の可能性について言及した。状況が急速に動いたのは1964年1月の中仏国交回復の発表後である。日本国内でも日中関係を前進させるべきという声が高まり、改めて記者交換協定の締結を求める声が高まった。こうしたなか、中国側の対日政策の取りまとめ役である廖承志から、訪中した日本の代議士に対して、記者交換協定の締結が改めて申入れられたのである。

しかし、日本国内では記者交換協定交渉の主導権をめぐる対立が生じた。1950年代から中国側と記者交換の折衝を担ってきたのは新聞協会であった。だが、日中関係においては、LT貿易を成功させて中国側の信頼を得ていた松村謙三と「松村グループ」の代議士たちが影響力を拡大させていた。その結果、記者協会が中国側とのパイプを上手く確立できないなかで、松村謙三が訪中して記者交換協定について協議することが決定されたのである。大平正芳外相もこれを支持したことで、最終的に日中記者交換はLT事務所を「窓口」にして行われることになった。

本報告で明らかにしたように、日中記者協定は50年代から新聞記者協会を中心に協議が進められていた。しかし、60年代に入ってLT貿易の影響力が増してくるなかで、記者交換協定はLTの枠組みの一部として取り扱われることになった。その結果、日中記者交換は連絡事務所の設置と共にLT枠組みの重要な柱になったのである。